指定給水装置工事事業者指定更新時確認書

年　　月　　日

氏名又は名称

住　　　　所　〒

代表者氏名

電話番号

１　指定給水装置工事事業者の業務内容

（１）営業状況

|  |  |
| --- | --- |
| 営業日 |  |
| 営業時間 |  |
| 休業日 |  |
| 電話番号 |  |
| ＦＡＸ番号 |  |
| 公表の可否：　　可　□　　　不可　□  |

（２）業務内容（「ウ　その他」に詳細な内容を記入していただいて結構です。）

ア　新設・改造工事

|  |  |
| --- | --- |
| 配水管からの分岐　～　水道メーター | 水道メーター　～　宅内給水装置 |
| 可　　□不可　□ | 可　　□不可　□ |

イ　修繕

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 水漏れや故障の修繕、取替 | 埋設部 | 給水設備 |
| 蛇口（混合水栓等） | トイレ | 屋内配管 | 給水管 | 受水槽 | ポンプ |
| 可　　□不可　□ | 可　　□不可　□ | 可　　□不可　□ | 可　　□不可　□ | 可　　□不可　□ | 可　　□不可　□ |

　ウ　その他

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
| 公表の可否：　　可　□　　　不可　□ |

* 公表には、ホームページ等への掲載を含みます。
* **業務内容に変更が生じた場合には、速やかにその旨を届け出るようお願いします。**

（３）貯水槽管理技術者（旧貯水槽水道衛生管理士）の在籍状況（公表対象外）

水道事業者（上下水道局）は、貯水槽水道における供給水の安全衛生を確保するため、貯水槽水道の管理に関して、助言・指導・勧告を行うことがあります。

貯水槽管理技術者（旧貯水槽水道衛生管理士）は、公益社団法人全国建築物飲料水管理協会が行う講習会を受講することによって取得できる資格です。

貯水槽水道の設置者と連携して貯水槽水道の維持管理等を行うとともに、水道事業者等の関係行政機関と情報交換を行い、貯水槽水道における供給水の安全衛生を確保する役割があります。。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏名 | 取得年月日 | 有効期限 |
|  |  |  |
|  |  |  |

※資格者証のコピーなど有効期限を確認できるものを添付してください。

２　京都市上下水道局が実施している指定給水装置工事事業者研修会（過去５年以内）の

受講実績

|  |
| --- |
| 受講実績 |
| 受講　　　□ | 受講年度 | 令和３年度　　　　□平成３０年度　　　□ |
| 未受講　　□ | 未受講理由＊非公表 |  |
| 公表の可否：　　可　□　　　不可　□ |

３　給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去５年以内）

水道法施行規則　第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

４　給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受講者名（公表対象外） | 研修会名、実施団体 | 受講年月日 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 公表の可否：　　可　□　　　不可　□ |

* 外部研修については、給水工事技術振興財団の「ｅ－ラーニング」、「給水装置工事主任技術者現地研修会」のみです。受講を証明する書類（修了証等）の写し（ｅ－ラーニングについては、受講終了時に終了年月日が表示されますので、その画面を印刷したもの）を添付してください。
* 他の自治体主催の研修会は除きます。
* 公表には、ホームページ等への掲載を含みます。
* 行数が足りない場合には、必要に応じてコピー等をしてください。

給水装置工事主任技術者等の自社内研修明細書

給水装置工事主任技術者等に行った自社内研修がある場合には、その研修について記載してください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 受講者名 | 研修名 | 研修内容 | 研修方法 | 研修時間 |
|  |  | ☐　給水装置及び給水装置工事法に関する最新の技術情報☐　給水装置の事故事例と対策技術☐　給水装置の故障・異常の原因と修繕工事法☐　給水装置工事主任技術者の職務と役割☐　その他（　　　　　　　　　　　　） | ☐　座学・講義☐　実技☐　その他（　　　　　　　） | ☐　３０分未満☐　３０分以上１時間未満☐　１時間以上２時間未満☐　２時間以上 |
|  |  | ☐　給水装置及び給水装置工事法に関する最新の技術情報☐　給水装置の事故事例と対策技術☐　給水装置の故障・異常の原因と修繕工事法☐　給水装置工事主任技術者の職務と役割☐　その他（　　　　　　　　　　　　） | ☐　座学・講義☐　実技☐　その他（　　　　　　　） | ☐　３０分未満☐　３０分以上１時間未満☐　１時間以上２時間未満☐　２時間以上 |
|  |  | ☐　給水装置及び給水装置工事法に関する最新の技術情報☐　給水装置の事故事例と対策技術☐　給水装置の故障・異常の原因と修繕工事法☐　給水装置工事主任技術者の職務と役割☐　その他（　　　　　　　　　　　　） | ☐　座学・講義☐　実技☐　その他（　　　　　　　） | ☐　３０分未満☐　３０分以上１時間未満☐　１時間以上２時間未満☐　２時間以上 |

４　過去１年以内の京都市内における給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施行規則　第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

２　配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

|  |  |
| --- | --- |
| 　京都市内において、「配水管からの分岐～水道メーター」の工事 | 施行する　　　　　　□施行しない　　　　　□ |
| 公表の可否：　　可　□　　　不可　□ |

※施行するにチェックを入れた場合は、資格を証明する書類等の写し（給水装置工事配管技能者証のコピー等）を添付してください。

（「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合には、以下は記入不要です。）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 技能を有する者の氏名（公表対象外） | 配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか（〇・×を記入） | 資格等を有しているか（〇・×を記入） | 工事年度 |
|  | 保有している資格等 |
|  |  |  | ①　□　②　□③　□　④　□ |  |
|  |  |  | ①　□　②　□③　□　④　□ |  |
|  |  |  | ①　□　②　□③　□　④　□ |  |
| 公表の可否：　　可　□　　　不可　□ |

* 資格等の区分

①　給水装置工事配管技能者認定協議会会長の認定した者

②　給水装置工事配管技能者講習会（全国標準講習）修了者、又は

給水装置工事配管技能検定会（全国標準検定又はポリエチレン管検定）合格者

③　配水用ポリエチレンパイプシステム協会主催の施工講習会を受講した者

④　本市の技能者名簿登録者

* 過去１年以内に工事実績がない場合には、直近の状況を記入してください。
* 公表には、ホームページ等への掲載を含みます。
* 行数が足りない場合には、必要に応じてコピー等をしてください。

過去１年以内の京都市内における給水装置工事に主に従事した

適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況明細書

配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有している者で、資格等を有していない者は、経験を有することとなった工事について記載してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 技能を有する者の氏名 | 工事名 | 工事期間 | 工事場所 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |